

長野県ふるさとの森林づくり条例案

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 森林づくりに関する基本的施策

第1節 森林づくり指針等（第9条 - 第11条）

第2節 森林づくりに関する施策（第12条 - 第18条）

第3章 森林整備保全重点地域（第19条 - 第25条）

第4章 里山整備利用地域（第26条 - 第28条）

第5章 補則（第29条）

第6章 罰則（第30条・第31条）

附則

うさぎおいし かのやま こぶなつりし かのかわ——かつて、豊かな森林が広がる信州の風景は、作詞家高野辰之が綴った唱歌ふるさとでこのようにうたわれ、信州に暮らした人々は、この森林からさまざまな恵みを受け、そのことへの感謝として、森林を守り、育てながら、森林と人との歴史を創り出してきた。

しかしながら、今日に至る社会経済情勢の変化の中で、地域における森林と人との関わりが薄れてきたことにより、森林を守り、育てる人間の営みが十分には行われなくなり、放置され荒廃した森林が増加するなど、森林の多面的な機能を持続的に発揮させていくうえで憂慮すべき状況が発生している。

県土の8割を占める森林は、多様な生態系を支えるとともに、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、木材をはじめとした林産物を産み出し、さらには地球温暖化防止の上での重要な役割を果たしているなど、持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を越えて利用される貴重な社会全体の共通の財産である。

先人達が培ってきたこの森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、地域に暮らす人々の自律的な思いと意欲的な活動の下で、森林と人との新たな関わりを創り出し、多くの県民の参加を得て森林を守り、育てていくことが必要となっている。

広大な県土が今以上の美しさに彩られ、豊かな森林によって子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしていける百年先の長野県、そうした未来のふるさと長野県の姿を目指し、県民の主体的な参加の下で森林づくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策の基本となる事項並びに重点的に森林の整備及び保全を図るための措置等について必要な事項を定めることにより、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってふるさとの豊かな森林の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ

るによる。

(1) 森林づくり 森林を守り、又は育てることをいう。

(2) 森林の多面的な機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

(3) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森林づくりは、森林が持続可能な社会を支える基盤であり、災害から県民の生命と生活を守り、安定して水を供給する源となっていること、多くの県民の心にもうおいと安らぎを与えていること、再生産可能な資源である木材の供給の場や二酸化炭素の吸収源となっていることなど、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、これらの機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で行われなければならない。

（基本方針）

第4条 前条に定める基本理念に基づいて行われる森林づくりの基本方針は、次のとおりとする。

(1) 森林の多面的な機能が十分発揮できるよう適切に整備し、及び保全すること。

(2) 身近な資源である県産材を有効に利用すること。

(3) 森林資源及び森林空間を総合的かつ多面的に利用し、及び活用すること。

（県の責務）

第5条 県は、第3条に定める基本理念及び前条に定める基本方針（以下「基本理念等」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民及び森林所有者と協働するよう努めるとともに、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、基本理念等にのっとり、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（森林所有者の責務）

第7条 森林所有者は、基本理念等にのっとり、森林の整備の推進及び保全の確保に努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 森林づくりに関する事業を行う者は、基本理念等にのっとり、その事業を行うとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 森林において開発行為を行う事業者は、当該開発行為を行うに当たっては、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮しなければならない。

第2章 森林づくりに関する基本的施策

第1節 森林づくり指針等

（森林づくり指針）

第9条 知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針（以下この条において「森林づくり指針」という。）を定めなければならない。

2 森林づくり指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 森林づくりに関する総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、森林づくり指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民、森林所有者及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、森林づくり指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、森林づくり指針の改定について準用する。

（財政上の措置）

第10条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（森林の状況等の公表）

第11条 知事は、毎年、森林の状況、県が講じた森林づくりに関する施策の実施状況等について、その概要を公表しなければならない。

第2節 森林づくりに関する施策

（県民の主体的な参加の促進等）

第12条 県は、地域における森林づくりへの県民の主体的な参加を促進するため、森林環境教育、森林づくりに親しむための機会の提供等により森林づくりに対する県民の意識の高揚に努めるとともに、県民、県民が組織する団体等が行う森林づくりのための活動に対して支援するものとする。

（県外における理解と協力）

第13条 県は、本県の森林が県域を越えて広くその恩恵をもたらしていることにかんがみ、広報活動等を積極的に実施することにより、県外において本県の森林づくりに対する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

（森林の整備の推進及び保全の確保）

第14条 県は、森林の整備を推進するため、造林、保育その他の森林施業を計画的かつ一体的に行うための計画の策定、技術指導その他の支援を行うほか、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林の保全を確保するため、保安林の指定及び管理、森林の適正な保全を図るために必要な規制その他必要な措置を講ずるものとする。

（県産材利用の促進）

第15条 県は、からまつをはじめとする県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、需要の開拓、公共事業における活用その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境に配慮した森林の管理及びそこから生産される木材の利用を促進するため、認証制度の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展等）

第16条 県は、森林の整備及び保全並びに県産材の適切な供給及び利用の確保におい

て林業、木材産業その他森林づくりに関連する産業の果たす役割の重要性にかんがみ、これらの産業の持続的かつ健全な発展を図るため、経営基盤の強化、森林組合その他の林業生産組織の活動の促進、安定した木材供給体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、森林づくりに従事する者の育成、確保及び福祉の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林空間の多面的利用の促進等)

第 17 条 県は、森林空間を交流、環境教育等の場として多面的に利用するため、環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、観光、教育、保健、文化等様々な分野において森林資源及び森林空間を活用した森林産業を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(山村地域の活性化)

第 18 条 県は、山村地域の活性化を促進するため、森林資源及び森林空間の総合的な活用、都市と山村との間の交流の促進、定住環境の改善その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 森林整備保全重点地域

(森林整備保全重点地域の指定)

第 19 条 知事は、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出により、森林整備保全重点地域として指定することができる。

- 2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る森林整備保全重点地域の指定の要請があった場合その他特に必要があると認める場合は、森林整備保全重点地域の指定をすることができる。この場合においては、あらかじめ、関係市町村長の同意を得なければならない。

- 3 知事は、森林整備保全重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、長野県森林審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、森林整備保全重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を公告の日から起算して 30 日間縦覧に供しなければならない。

- 5 前項の公告があったときは、その指定に利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

- 6 知事は、森林整備保全重点地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

- 7 森林整備保全重点地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

- 8 前各項の規定は、森林整備保全重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(地域森林委員会)

第 20 条 森林整備保全重点地域において、地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係する者は、森林の整備及び保全を主体的に

推進するため、これらの者で構成する委員会（以下「地域森林委員会」という。）を組織することができる。

- 2 県は、地域森林委員会の組織化を推進するため、関係市町村と連携して、地域森林委員会を組織しようとする地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係する者に対して、助言、情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。

（森林整備保全計画）

第 21 条 知事は、森林整備保全重点地域ごとに、関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力の下で、森林整備保全重点地域における森林の整備及び保全のための計画（以下この条及び次条において「森林整備保全計画」という。）を定めなければならない。

- 2 森林整備保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 森林の機能区分及び機能区分に応じた目標林型
- (2) 目標林型に応じた森林整備方針
- (3) 伐採、造林、間伐等に関する事項
- (4) 森林の整備及び保全を推進するための方策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、森林整備保全重点地域における森林の整備及び保全のために必要な事項

- 3 森林整備保全計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の地域森林計画及び同法第 10 条の 5 第 1 項の市町村森林整備計画に適合したものでなければならない。

- 4 知事は、森林整備保全計画を定めようとするときは、森林の現況調査等により森林の情報の把握に努めなければならない。

- 5 知事は、森林整備保全計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 6 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者は、森林整備保全計画に従って施業することを旨としなければならない。

- 7 第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、森林整備保全計画の変更について準用する。

（森林整備保全計画に基づく事業の実施）

第 22 条 県は、森林整備保全計画に基づき、関係市町村と連携して、保安林の指定及び適正な管理を推進するとともに、補助事業等の重点的な導入により森林整備を促進するものとする。

- 2 地域森林委員会は、森林整備保全計画に基づいて実施される事業の推進に協力するものとする。

（森林管理権移転等あっせん制度）

第 23 条 知事は、森林整備保全重点地域内において、森林所有者からその者の所有等に係る森林を自ら管理することが困難である旨の申出があったときは、森林づくりに関し意欲及び能力のある者で知事の認定を受けたもの又は森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 2 条の 4 に定める者に対する森林又は立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、経営の委託等をおっせんするものとする。

- 2 前項の知事の認定は、認定を受けようとする者の申出により行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定によりあつせんをするに際して、関係する市町村及び地域森林委員会に対して必要な調整を要請することができる。

(開発行為の届出)

第24条 森林整備保全重点地域内において、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為に係る土地の面積が0.1ヘクタール以上であるものをいう。以下この条において同じ。)をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の60日前までに、知事に開発行為の種類、場所、施工方法及び着手予定年月日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- 2 次の各号に掲げる場合の開発行為については、前項の規定は、適用しない。
 - (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合
 - (2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う場合
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
 - (4) 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合
- 3 知事は、第1項の規定による届出があつた場合は、当該届出に係る開発行為の予定地を管轄する市町村長及び関係する地域森林委員会に対し、森林の保全の見地からの意見を求めるものとする。

(開発行為に係る指導)

第25条 知事は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、森林の保全の確保のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、森林の現に有する災害の防止、水害の防止、水源のかん養及び環境の保全の機能に対する配慮が適正になされるよう必要な指導をすることができる。

第4章 里山整備利用地域

(里山整備利用地域の認定)

第26条 知事は、里山(人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林をいう。以下同じ。)の整備及び多面的な利用を促進することによりその保全を図るため、地域住民等が自発的な活動をしようとする里山を、その地域を管轄する市町村長の申出により、里山整備利用地域として認定することができる。

- 2 前項の申出をしようとする市町村長は、当該申出をすることについて、あらかじめ、当該里山に係る森林所有者及び当該里山を整備し、又は利用しようとする者(これらの者で構成する里山の整備及び利用を推進するための協議会(以下「里山整備利用推進協議会」という。))が設置されている場合にあっては、里山整備利用推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、里山整備利用地域として認定を受けた里山について、地域住民等による自発的な活動が行われていない等の理由により、里山整備利用地域として認定しておくことが適当でないとき認めるときは、里山整備利用地域としての認定を取り消す

ことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該里山整備利用地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

(里山利用協定)

第 27 条 里山整備利用地域を管轄する市町村長は、里山の整備及び利用を促進するため、里山整備利用地域に係る森林所有者と里山の整備又は利用を希望する団体等とによる里山の利用に関する協定（以下この条及び次条において「里山利用協定」という。）の締結が促進されるよう情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村長は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用推進協議会に協力を要請することができる。

3 県は、里山利用協定の締結を促進しようとする市町村を支援するため、里山の整備又は利用を希望する団体等に係る情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動の状況、里山利用協定の締結の状況等についての広報を積極的に実施するものとする。

(里山の整備及び利用に関する活動に対する支援)

第 28 条 県は、里山利用協定による活動、里山整備利用推進協議会の活動その他里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動を促進するため、市町村と連携して、里山において自発的な活動をしようとする地域住民等に対して、助言、講習会の開催、情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。

第 5 章 補則

(補則)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 30 条 第 24 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章から第 6 章までの規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。